

議案第 6 号

名張市教育委員会所管施設防犯カメラの設置等に関する規程の一部を改正する規程の制定について

名張市教育委員会所管施設防犯カメラの設置等に関する規程（令和 2 年教育委員会規程第 3 号）の一部を改正する規程を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 2 日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市教育委員会所管施設防犯カメラの設置等に関する規程の一部を改正する規程
の制定について

1. 改正理由

個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

法律の改正に伴い規定を整備する。

3. 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

名張市教育委員会所管施設防犯カメラの設置等に関する規程の一部を改正する規程
名張市教育委員会所管施設防犯カメラの設置等に関する規程（令和2年教育委員会規程
第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「名張市個人情報保護条例（平成15年条例第1号。以下「条例」という。）」
を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）」に改
める。

第5条第2項第2号中「条例第8条第1項に規定する目的外利用又は外部提供をする場
合」を「法第69条の規定により、利用し、又は提供することができる場合」に改め、同
条第4項第2号中「条例」を「法」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

名張市教育委員会所管施設防犯カメラの設置等に関する規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正案	現行
(目的)	(目的)
<p>第1条 この規程は、市民の権利利益の保護に配慮しつつ、教育委員会所管施設（教育委員会の所管に属する施設をいい、その敷地を含む。以下同じ。）に設置する防犯カメラに関し、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この規程は、市民の権利利益の保護に配慮しつつ、教育委員会所管施設（教育委員会の所管に属する施設をいい、その敷地を含む。以下同じ。）に設置する防犯カメラに関し、<u>名張市個人情報保護条例（平成15年条例第1号。以下「条例」という。）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。</p>
(データの管理)	(データの管理)
第5条 (略)	第5条 (略)
<p>2 管理担当者は、撮影対象区域の状況を撮影できるように、常時、記録媒体を防犯カメラに装着しておかなければならない。ただし、次に掲げる場合において、管理担当者が、管理責任者の承認を得て記録媒体を防犯カメラから取り出すときは、この限りでない。</p>	<p>2 管理担当者は、撮影対象区域の状況を撮影できるように、常時、記録媒体を防犯カメラに装着しておかなければならない。ただし、次に掲げる場合において、管理担当者が、管理責任者の承認を得て記録媒体を防犯カメラから取り出すときは、この限りでない。</p>
(1) (略)	(1) (略)
(2) 前号に掲げるもののほか、個人情報が含まれている画像データについて、 <u>法第69条の規定により、利用し、又は提供することができる場合</u>	(2) 前号に掲げるもののほか、個人情報が含まれている画像データについて、 <u>条例第8条第1項に規定する目的外利用又は外部提供をする場合</u>
(3) (略)	(3) (略)
3 (略)	3 (略)
<p>4 前項に定めるもののほか、管理担当者は、第2項ただし書の場合において、記録媒体に記録された画像データの利用、提供等をするときは、管理責任者の指示の下、次に掲げることを行わなければならない。</p>	<p>4 前項に定めるもののほか、管理担当者は、第2項ただし書の場合において、記録媒体に記録された画像データの利用、提供等をするときは、管理責任者の指示の下、次に掲げることを行わなければならない。</p>
(1) (略)	(1) (略)
(2) 当該画像データに個人情報を含む場合においては、 <u>法</u> の趣旨を踏まえ、必要以上に個人情報が公開されないよう必要な措置を講じる等、個人情報の保護及び適正な管理のための措置を講じること。	(2) 当該画像データに個人情報を含む場合においては、 <u>条例</u> の趣旨を踏まえ、必要以上に個人情報が公開されないよう必要な措置を講じる等、個人情報の保護及び適正な管理のための措置を講じること。
(3) (略)	(3) (略)
5～7 (略)	5～7 (略)